

# 診 断 書

(広島県公安委員会提出用)

## 1 対象者

氏 名 男 ・ 女  
生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 ( 歳)  
住 所

## 2 医学的判断

- 病 名
- 総合所見(現病歴、現症状、重症度、経過、治療状況など)

## 3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見

- 残存している障害(後遺症) ※具体的状況については裏面記載  
【意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害、  
身体の麻痺等の運動障害、視覚障害(視力障害・視野障害等)】
- ア 上記の障害のいずれかが生じているため、運転は控えるべきである。
- イ 上記の障害のいずれかが生じているため、運転は控えるべきであるが、今後6か月(又は6か月より短期間の.....か月)以内に運転を控えるべきとはいえないと診断できることが見込まれる。
- ウ 上記の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、発作のおそれの観点から運転を控えるべきである。※「発作のおそれ」に関する意見は裏面記載
- エ 上記の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、発作のおそれの観点から運転を控えるべきであるが、今後6か月(又は6か月より短期間の.....か月)以内に運転を控える必要はないと診断できることが見込まれる。  
※「発作のおそれ」に関する意見は裏面記載
- オ 上記の障害が繰り返し生じているとは言えず、発作のおそれの観点からは、今後(.....)年程度であれば、運転を控える必要はない。
- カ 上記ア～オのいずれにも該当しない。
  - 回復して脳梗塞等にかかっているとはいえない。
  - 脳梗塞等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控える必要はない。

## 4 その他特記すべき事項

5 高次脳機能障害の状態（症状があるものにチェックして状態を記載）

記憶障害

見当識障害

失認

失行

言語の障害

実行機能障害

視空間認識の障害

人格・感情の障害

6 身体の障害の状態

次の障害（後遺症）が生じている。（該当する□にチェック）

視覚障害（ 視力  視野）

体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができない

四肢の用を全廃した

麻痺等により安全な運転操作ができない

7 「発作のおそれ」に関する意見

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地・電話番号

担当診療科名

担当医師名